

内子町温暖化対策実行計画 事務・事業編
(第6次内子町エコオフィスプラン)

2025年4月 策定
内 子 町

目次

第1章 計画の基本的事項	
1. はじめに	01
2. 背景	02
3. 基本的事項	04
第2章 温室効果ガスの排出状況	
1. 基準年度の温室効果ガス排出量	08
2. 温室効果ガス排出量の推移	09
3. 温室効果ガス排出削減に向けた課題	11
第3章 温室効果ガスの削減目標	
1. 温室効果ガスの削減目標	12
2. 第6次計画において求められる削減量	13
第4章 目標達成に向けた取組	
1. 取組の基本方針	14
2. 具体的な取組内容	14
3. 取組の推進体制	17

第1章 計画の 基本的事項

1 はじめに

このたび、2030年度までの内子町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「内子町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また内子町においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では、2050年ネット・ゼロの実現や、国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに50%の高みに向け挑戦を続けていく。また2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また愛媛県においても、2024年1月に愛媛県地球温暖化対策実行計画が改定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

内子町においては、2023年3月に、2050年までに二酸化炭素の実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、取組を進めているところです。ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

2025年4月

2 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。2021年8月にはIPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）、フランス・パリにおいてCOP21が開催され、法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、いわゆる先進国と途上国という二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに50パーセントの高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。

同年6月には、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）において、「2050年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として位置付けられました。さらに「地域脱炭素ロードマップ」が示され、脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・

ゼロの実現や、国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに50%の高みに向け挑戦を続けていく。また2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな目標が位置付けられました。

これを受けて、政府がその事務・事業に関して温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置を定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。同計画では、政府が取組を率先して実行することの意義をうたい、温室効果ガス排出削減目標を、これまでの2030年度までに50%削減（2013年度比）に加え、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減するという、国よりもさらに高い目標が掲げられています。そして、目標達成に向けて、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されています。

地方公共団体においては、この政府実行計画に示す取組に準じて、自ら率先的な取組を行うことにより、地域の事業者・住民の模範となることが求められています。

[表 1-1] 地球温暖化対策計画における温室効果ガス別の排出削減・吸収量の目標・目安

【単位：100万t-CO₂、括弧内は2013年度比の削減率】

	2013年度実績	2030年度（2013年度比）※1	2040年度（2013年度比）※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760（▲46%※3）	380（▲73%）
エネルギー起源CO ₂	1,235	677（▲45%）	約360～370（▲70～71%）
産業部門	463	289（▲38%）	約180～200（▲57～61%）
業務その他部門	235	115（▲51%）	約40～50（▲79～83%）
家庭部門	209	71（▲66%）	約40～60（▲71～81%）
運輸部門	224	146（▲35%）	約40～80（▲64～82%）
エネルギー転換部門	106	56（▲47%）	約10～20（▲81～91%）
非エネルギー起源CO ₂	82.2	70.0（▲15%）	約59（▲29%）
メタン（CH ₄ ）	32.7	29.1（▲11%）	約25（▲25%）
一酸化二窒素（N ₂ O）	19.9	16.5（▲17%）	約14（▲31%）
代替フロン等4ガス	37.2	20.9（▲44%）	約11（▲72%）
吸収源	-	▲47.7（-）	▲約84（-）※4
二国間クレジット制度（JCM）	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

※1 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

※2 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見直しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

※3 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

※4 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画第3章第2節3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画の概要」 <https://www.env.go.jp/content/000291668.pdf>

3 基本的事項

(1) 目的

内子町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「内子町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、内子町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする温室効果ガス

内子町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の4種類とします。

[表 1-2] 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類		排出量の算定対象	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	電気の使用量	kwh
		燃料の使用量	ℓ・m ³
	非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物（廃プラスチック類）の焼却量	t
メタン (CH ₄)		公用車の走行距離	km
		下水処理量	m ³
		一般廃棄物の焼却量	t
一酸化二窒素 (N ₂ O)		公用車の走行距離	km
		下水処理量	m ³
		一般廃棄物の焼却量	t
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		カーエアコンの使用に伴う排出 (対象公用車の台数)	台

(3) 計画期間

計画期間は、まず2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、2025年度から2030年度末までとします。

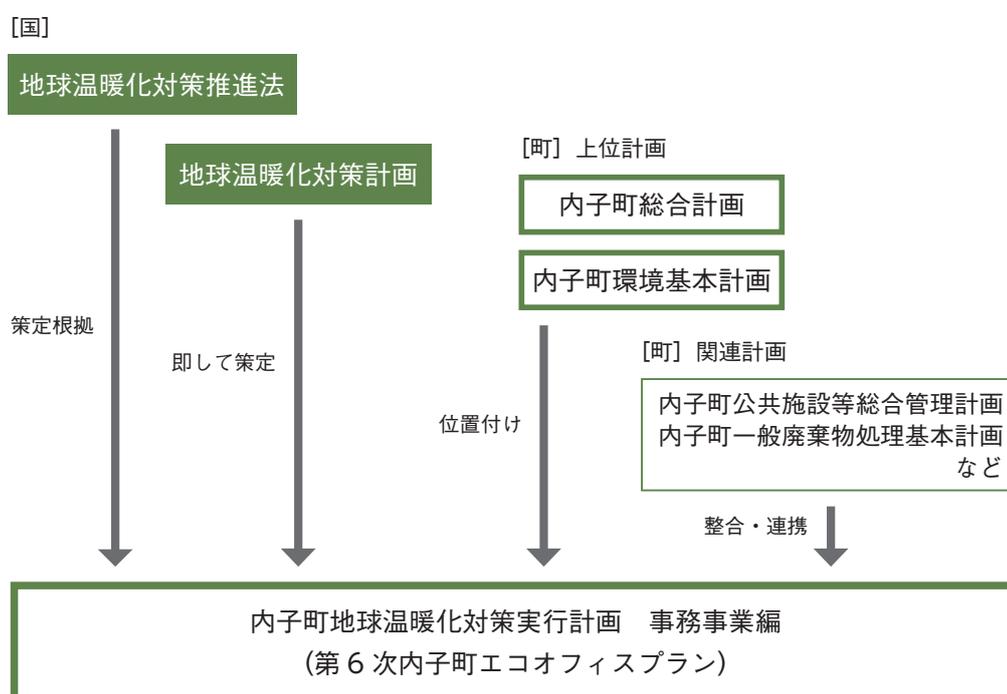
[図 1-1] 計画期間のイメージ

2014 (H26)	2016 (H28)	2025 (R7)	2026	2027	2028	2029	2030 (R12)	
基準年度	基準年度	計画開始					目標年度	
	※一般廃棄物の焼却によるもの	計画期間						

(4) 計画の位置付け

内子町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、内子町総合計画、内子町環境基本計画等の上位計画及び関連計画との整合・連携を図りながら、町として地球温暖化対策を推進していきます。

また、エネルギー使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」といいます。）において、年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kℓ以上の事業者は「特定事業者」に該当し、中長期計画の作成と定期報告の提出が義務付けられていることから、省エネルギーの推進とあわせて一体的に取り組むこととします。



[図 1-2] 計画の位置付け

(5) 対象とする範囲

内子町事務事業編は、原則として町が行う全ての事務事業を対象とします。また対象範囲は、町が所有または賃借している全ての施設等です。なお、これらの対象部署・施設等は、今後の組織改正などを踏まえ、必要に応じて見直します。

[表 1-3] 対象施設

	施設分類	部署・施設等
1	行政施設（本庁）	総務課
2		企画情報課
3		会計課
4		住民課
5		税務課
6		保健福祉課
7		こども支援課
8		建設デザイン課
9		環境政策室
10	行政施設（分庁）	議会事務局
11		自治・学習課
12		学校教育課
13		農林振興課
14		町並・地域振興課
15		内子総合窓口センター
16		社会福祉協議会
17	行政施設（小田支所）	小田支所
18	保健福祉施設	うちこ福祉館
19		参川福祉館
20		内子保健センター
21		小田保健センター
22		障害者地域活動支援センターかいと
23		共同福祉施設
24		老人デイサービスセンターたんぼぼ
25		みどり苑
26		神南荘
27	子育て支援施設	内子幼稚園
28		小田幼稚園
29		五十崎こども園
30		内子保育園
31		五城保育園
32		大瀬保育園
33		くるみ保育園
34		内子児童館
35		五十崎児童館
36		内子子育て支援センター
37	学校施設	内子小学校
38		大瀬小学校
39		立川小学校
40		石畳小学校
41		五十崎小学校
42		天神小学校
43		小田小学校

	施設分類	部署・施設等
44	学校施設	内子中学校
45		大瀬中学校
46		五十崎中学校
47		小田中学校
48		内子学校給食センター
49		小田学校給食センター
50	公民館・図書館	内子自治センター
51		内子東自治センター
52		大瀬自治センター
53		五十崎自治センター
54		小田自治センター
55		図書情報館
56	公園・スポーツ・レジャー施設	運動公園・ナイター施設
57		五十崎体育館・町民プール
58		城の台公園・参川体育館
59		農村公園（下立山・長前・泉谷）
60		緑地公園
61		清正ひろば
62		その他公園
63		ソルファ・オダ
64	観光・文化施設	ビジターセンター
65		町並保存センター
66		上芳我邸
67		内子座
68		歴史民俗資料館
69		凧博物館
70		石畳の宿
71		高橋邸
72		観光拠点施設 旅里庵
73		手しごと職人の家
74		町並駐車場
75		オーベルジュ内子
76		マルシェ Uchiko
77		お山の学校ながた
78		大瀬の館
79		川登筏の里交流センター
80	一般廃棄物処理施設	クリーンセンター
81	上水道施設	水道施設
82	下水道施設	浄化センター
83		マンホールポンプ
84	道の駅等	内子フレッシュパークからり
85		小田の郷せせらぎ
86		五十崎特産センター
87	その他	藤華苑
88		大瀬の米蔵
89		たばこ育苗センター
90		集会所等
91		消防詰所
92		公衆トイレ等

第2章

温室効果ガスの排出状況

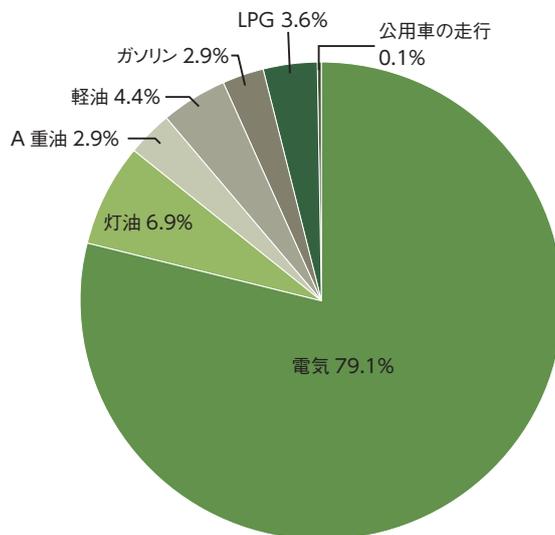
1 基準年度の温室効果ガス排出量

基準年度である2014年度（平成26年度）の温室効果ガスの排出量は6,912,403 kg-CO₂でした。このうち電気の使用に伴う排出量が5,471,032kg-CO₂で、全体の約8割を占めています。

[表 2-1] 基準年度の温室効果ガスの排出量：燃料の使用等によるもの

ガスの種類	排出区分	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)	
二酸化炭素 (エネルギー起源 CO ₂)	燃料の使用	電気	5,471,032	79.1
		灯油	475,179	6.9
		A重油	203,900	2.9
		軽油	307,392	4.4
		ガソリン	198,434	2.9
		LPG	247,413	3.6
メタン (CH ₄)	公用車の走行等	301	0.1	
一酸化二窒素 (N ₂ O)		8,821		
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用に伴う排出 ※	—	—	
合 計		6,912,472	100.0	

※ 基準年度におけるハイドロフルオロカーボン (HFC) の排出量は未把握



[図 2-1] 基準年度の温室効果ガス総排出量 (燃料の使用等によるもの)

[表 2-2] 基準年度の温室効果ガス排出量：一般廃棄物の焼却によるもの ※

排出区分	排出量
内子町クリーンセンターにおける一般廃棄物の焼却	1,761,017 kg-CO ²

※ 一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の基準年度は、2016 年度（平成 28 年度）とします。

2 温室効果ガス排出量の推移

(1) 燃料の使用等による温室効果ガス排出量の推移

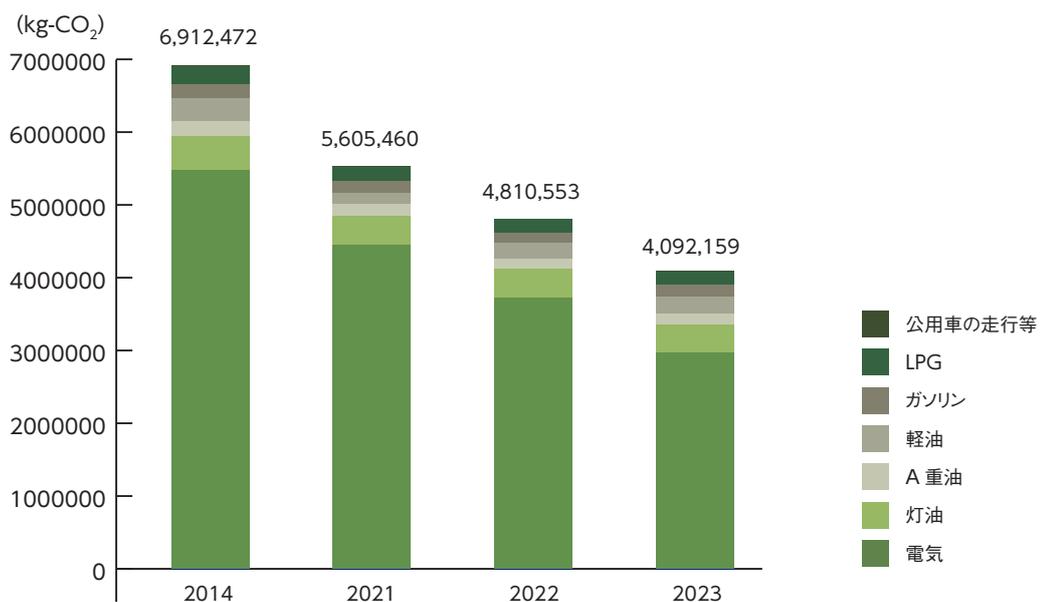
燃料の使用等による温室効果ガスの排出量の推移を、表 2-2 および図 2-2 に示します。

前計画期間の 2021 年度以降、内子町の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量は年々減少傾向にあります。

[表 2-3] 燃料の使用等による温室効果ガス総排出量の推移

(単位 kg-CO₂)

	基準年度 2014	2021	2022	2023
電気	5,471,032	4,445,979	3,716,095	2,966,241
灯油	475,179	408,041	402,651	392,713
A 重油	203,900	150,725	141,251	146,476
軽油	307,392	240,334	217,056	222,671
ガソリン	198,434	162,058	132,839	165,512
LPG	247,413	191,216	192,782	191,136
公用車の走行等	9,122	7,107	7,879	7,410
合計	6,912,472	5,605,460	4,810,553	4,092,159



[図 2-2] 燃料の使用等による温室効果ガスの排出量推移

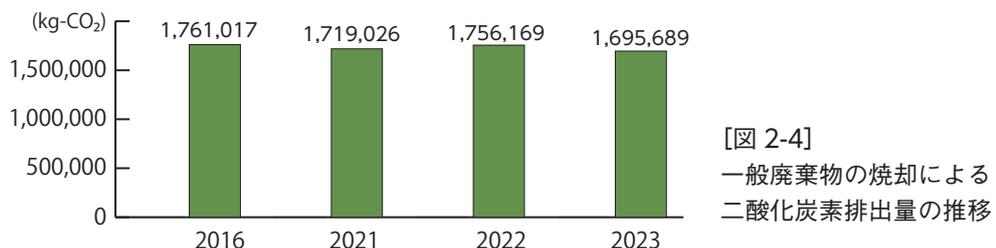
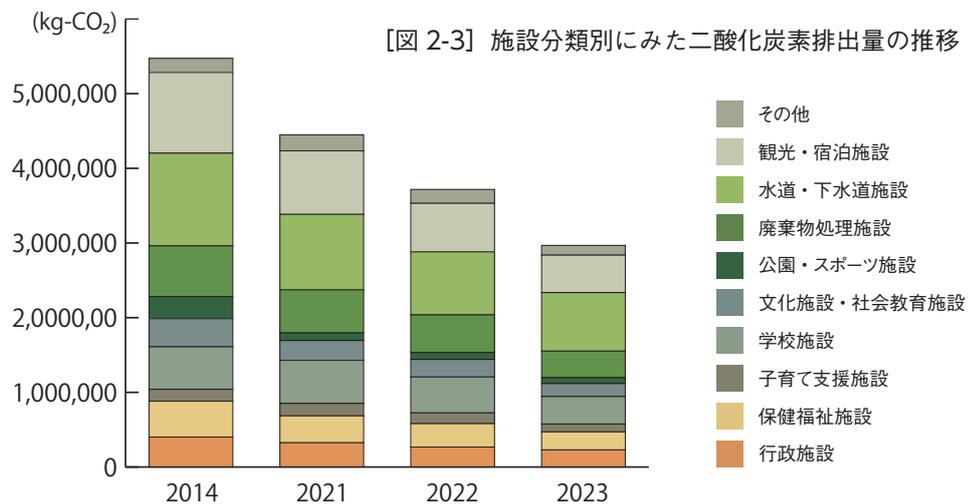
(2) 施設分類別および一般廃棄物の焼却による二酸化炭素排出量の推移

温室効果ガスのうち、電気の使用にかかる排出量の施設分類別の推移を表 2-4 および図 2-3 に示します。最も排出量が多いのは水道・下水道施設で全体の 22～26%、次いで観光・宿泊施設 17～19%となっています。いずれの施設分類においても 2021 年度以降、電気の使用にかかる温室効果ガス排出量は年々減少しています。

一般廃棄物の焼却による二酸化炭素排出量は、基準年度以降、ほぼ横ばいの状態です。

[表 2-4] 施設分類別の温室効果ガス排出量の推移 (単位 kg-CO₂)

	基準年度 2014	2021	2022	2023
行政施設	399,702	322,742	266,016	227,249
保健福祉施設	479,984	359,942	312,508	240,728
子育て支援施設	159,710	166,951	144,514	106,209
学校施設	568,697	577,367	480,452	367,605
社会教育施設	376,915	264,845	234,985	173,274
公園・スポーツ施設	296,243	102,049	92,905	79,929
廃棄物処理施設	678,833	577,369	504,362	355,492
水道・下水道施設	1,240,369	1,010,189	843,883	783,029
観光・宿泊施設	1,081,856	850,585	649,317	502,084
その他	188,723	213,940	187,154	130,643
	5,471,032	4,445,979	3,716,095	2,966,241



3 温室効果ガス排出量削減に向けた課題

内子町の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量は 2021 年度以降、年々減少傾向にあります。これは、総排出量の 7～8 割を占める、電気の使用に伴う温室効果ガスの排出量が減少しているためです。

温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項各号に基づき、活動の区分ごとに排出量を算定し、これを合算することにより算出します。活動の区分ごとの排出量は、活動量に排出係数を乗じることにより得られます。

内子町事務事業編では、毎年告示される事業者別の基礎排出係数を用いて電気の使用に伴う温室効果ガスの排出量を算定しています。基礎排出係数は、発電にかかる燃料の燃焼により排出された二酸化炭素の量を基に算出されますが、近年は再生可能エネルギーの普及によって発電に伴う二酸化炭素の排出量が減少しており、基礎排出係数は小さくなっています。

このため、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は減少していますが、電気の使用量そのものは、基準年度と比べてやや増加の傾向にあります。熱中症対策や感染症対策のため、今後もエアコン等にかかる電気の需要が続くと予想されるほか、電気自動車の導入等によって新たな電気の需要も見込まれるなど、電力の使用量の削減は困難な状況です。施設や設備の省エネ化を図ることで可能な限り電気の使用量を抑えつつ、電気の利用に伴う温室効果ガスの排出量を減少させるための取組が必要です。

[表 2-5] 年度ごとの電気の使用量と基礎排出係数

	基準年度 2014	2021	2022	2023
電気の使用量 (kWh)	7,826,942	8,083,599	7,677,883	8,016,867
基礎排出係数 ※	0.699	0.550	0.484	0.370

※ 事業者別の基礎排出係数は、四国電力のもの

エネルギー種別ごとの温室効果ガス排出量をみると、いずれも基準年度に比べて減少していますが、直近の 3 年間は横ばい、またはやや増加しています。設備や公用車の更新にあたっては、化石燃料を使用しないものへの代替を検討する必要があります。

また、一般廃棄物の焼却による二酸化炭素排出量は、基準年度からほとんど変化なく横ばいの状況となっています。5R の取組を推進することによって、ごみの資源化を図り、焼却量を減らすことが重要です。

第3章

温室効果ガスの削減目標

1 温室効果ガスの削減目標

政府実行計画では、政府の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を、2013年度を基準として、2030年度までに50%削減するとの目標が掲げられています。

地方公共団体においても、目標水準の検討にあたっては政府実行計画に準じて取り組むこととされていることから、内子町の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を、基準年度（2014年度）比で、2030年度までに50%削減することを目標とします。

なお、温室効果ガスの総排出量は、一般廃棄物の焼却や下水処理に伴うものを含めて、目標値を設定します。

[表 3-1] 温室効果ガス排出量の目標値

(単位 kg-CO₂)

項目	基準年度 2014	目標年度 2030
温室効果ガス総排出量	8,710,546	4,355,273
削減率	—	50%

[表 3-2] 温室効果ガスの種類・排出区分ごとの温室効果ガス排出量の目標値

(単位 kg-CO₂)

温室効果ガスの種類	排出区分	基準年度 2014	2030 国の目標値	2030 目標値
エネルギー起源 CO ₂ ※	燃料の使用	電気	△ 51%	2,680,805
		その他		701,835
メタン (CH ₄)	公用車の走行等	301	△ 11%	267
一酸化二窒素 (N ₂ O)		8,821	△ 17%	7,321
ハイドロフルオロ カーボン (HFC _s) ※	カーエアコンの 使用	—	△ 60%	795
非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物の 焼却	1,694,219	△ 15%	1,440,086
メタン (CH ₄)		5,894	△ 11%	5,245
一酸化二窒素 (N ₂ O)		60,904	△ 17%	50,550
メタン (CH ₄)	下水処理	10,059	△ 11%	8,952
一酸化二窒素 (N ₂ O)		26,998	△ 17%	22,408
温室効果ガス吸収源	—	—	△ 47.7%	△ 517,496

2 第6次計画において求められる削減量

2030年度の目標達成に必要な削減量について、直近の2013年度実績との比較を温室効果ガスの種類および排出区分ごとに、[表3-3]から[表3-7]に示します。

[表3-3] 求められる削減量：電気の使用に伴うもの (単位 kg-CO₂)

温室効果ガスの種類	2030 目標値	2023 実績	2023比 削減量
エネルギー起源 CO ₂	2,680,805	2,966,241	△ 285,436

[表3-4] 求められる削減量：燃料の使用（その他）に伴うもの (単位 kg-CO₂)

温室効果ガスの種類	2030 目標値	2023 実績	2023比 削減量
エネルギー起源 CO ₂	701,835	761,860	△ 60,025

[表3-5] 求められる削減量：公用車使用に伴うもの (単位 kg-CO₂)

温室効果ガスの種類	2030 目標値	2023 実績	2023比 削減量
メタン (CH ₄)	267	302	△ 35
一酸化二窒素 (N ₂ O)	7,321	7,108	△ 213
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	795	1,988	△ 499

[表3-6] 求められる削減量：一般廃棄物の焼却に伴うもの (単位 kg-CO₂)

温室効果ガスの種類	2030 目標値	2023 実績	2023比 削減量
非エネルギー起源 CO ₂	1,440,086	1,695,689	△ 255,603
メタン (CH ₄)	5,245	7,011	△ 1,766
一酸化二窒素 (N ₂ O)	50,550	46,450	△ 4,100

[表3-7] 求められる削減量：下水処理に伴うもの (単位 kg-CO₂)

温室効果ガスの種類	2030 目標値	2023 実績	2023比 削減量
メタン (CH ₄)	8,952	12,845	△ 3,893
一酸化二窒素 (N ₂ O)	22,408	22,103	—

第4章 目標達成に 向けた取組

1 取組の基本方針

内子町事務事業編では、次の基本方針のもと、職員一人一人が高い環境意識を持ち主体的に行動するとともに、適宜点検・評価・見直しを行いながら継続的に改善を図ることによって、2030年度の温室効果ガスの排出量の削減を目指します。

基本方針

1. 省エネルギー化の推進

職員一人一人の日常的な省エネ行動に加え、環境負荷の低減に配慮した施設等の整備や省エネルギー型設備の導入・買い替えなどにより、省エネルギー化を推進します。

2. 再生可能エネルギーの導入と活用

主要な公共施設等への再生可能エネルギーの導入を計画的に進め、積極的な活用を図ります。

3. その他の対策の推進

グリーン購入の推進や、ごみの排出量の削減など、温室効果ガスの排出関連するさまざまな取り組みを通して、一層の環境配慮に努めます。

2 具体的な取組内容

(1) 重点施策と取組内容

2030年度における温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、基本方針のもと次のとおり重点施策を定めて取組を推進します。

基本方針1 省エネルギー化の推進

①環境に配慮した施設等の整備

- ・内子町公共施設等総合管理計画に基づき、施設等の整備を推進します。
- ・今後予定する新築事業については原則 ZEB 仕様を検討することとし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。

- 既存建築物について、施設等の整備を実施する際は、環境に配慮した工事を行うとともに、高断熱ガラスや二重サッシの導入、自然採光の活用などを検討し、省エネルギー化の徹底を図ります。

②省エネルギー型設備機器の導入と運用改善

- 空調機器、熱源、照明などの設備機器を更新する際は、従来よりも高効率・省エネルギーな製品の導入を推進します。
- 既存設備を含めた全体の LED 照明の導入割合を、2030 年度までに 100% にします。
- 省エネ法の規定により各施設で作成している「管理標準」に基づいて設備機器の運転管理、計測・記録、保守・点検を行い、エネルギー使用の合理化を図ります。
- エネルギーマネジメントシステムの積極的な導入を検討します。

③電動車の導入推進

- 公用車については、代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新する際は全て電動車とし、2030 年度までに更新可能な公用車の全てを電動車とします。
- ※電動車とは、電気自動車 (EV)、燃料電池自動車 (FCV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)、ハイブリッド自動車 (HV) をいいます。
- 電動車の導入推進とあわせて、公共施設等への太陽光発電設備や充放電設備等の導入を検討し、利用環境の整備に努めます。

④日常業務における省エネ行動の徹底

- 空調使用時の室温（温度設定ではなく室温）は、夏季は 28℃、冬季は 20℃を目安とし、定期的に清掃・点検を行うなど、適正利用に努めます。
- 「ウォームビズ」「クールビズ」を推進し、過度な空調使用を控えます。
- ブラインドやカーテンなどを活用し、室温の上昇を抑制するとともに、サーキュレーターなどを適宜使用し、空調効率の向上を図ります。
- 業務上やむを得ない場合を除き、始業前や昼休みなどの不必要な箇所の照明は消灯します。
- ノー残業デーを徹底し、照明の点灯時間の短縮に努めます。
- 会議室やトイレなど断続的に使用する箇所の照明は、使用時のみ点灯し、使用後は消灯を確認します。
- 自然採光の有効利用を検討し、照明の利用を控えます。
- OA機器等は、省電力モードの活用するとともに、長時間使用しない場合は、コンセントからプラグを抜くなど、待機電力の節減を図ります。
- 温水洗浄便座は、季節に合わせて温度設定を調節します。また加温時はふたを閉めるなど、消費電力の削減に努めます。
- 電気ポットは、低めの温度で保温し、長時間使用しないときはこまめにコンセントからプラグを抜くよう心がけます。
- 給湯器を使用する際は、適切な温度設定を行います。
- 荷物の運搬や体調不良の場合等を除き、職員はエレベーター使用を極力控えます。

- 公用車を使用する際は、エコドライブやカーエアコンの効率的な利用を心がけるとともに、相乗りを励行し、利用効率の向上を図ります。

基本方針2 再生可能エネルギーの導入と活用

- 2030年度までに、設置可能な公共施設等の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。また公共施設等の間で連携し、余剰電力を融通し合うなど、再生可能エネルギーの有効活用について検討します。
また、太陽光発電設備の導入とあわせて、災害時の機能維持にも資する蓄電池等の導入を検討します。
- 電力の調達に際しては、再生可能エネルギー電力の購入を検討し、電力の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- 内子町バイオスタウン構想に基づき、公共施設等において、木質ペレットやBDFを燃料とするストーブ・ボイラー等の利活用を推進します。

基本方針3 その他の対策の推進

①グリーン購入の推進

- 物品を購入する際は、「内子町グリーン購入ガイドライン」に沿って、より環境負荷が低い製品を優先的に調達します。
- 消耗品等の適切な在庫管理により、不必要な購入を防止します。

②ごみの排出量の削減

- 「内子町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの排出量の削減に向けた施策を推進します。
- 自らが排出するごみの量を意識し、職員一人一人がごみの減量化に努めるとともに、分別を徹底し、可能な限り資源のリサイクルを図ります。
- 使い捨て容器の使用や過剰包装を自粛します。
- 給食調理などの際に発生する生ごみは、可能な限り堆肥化を図るとともに、排出する際は水切りを徹底します。

③用紙の使用量の削減

- ペーパーレス化を推進するとともに、文書を印刷する際は、資料の簡素化や必要部数の精査、両面印刷、裏紙利用を徹底し、用紙使用量の削減に努めます。

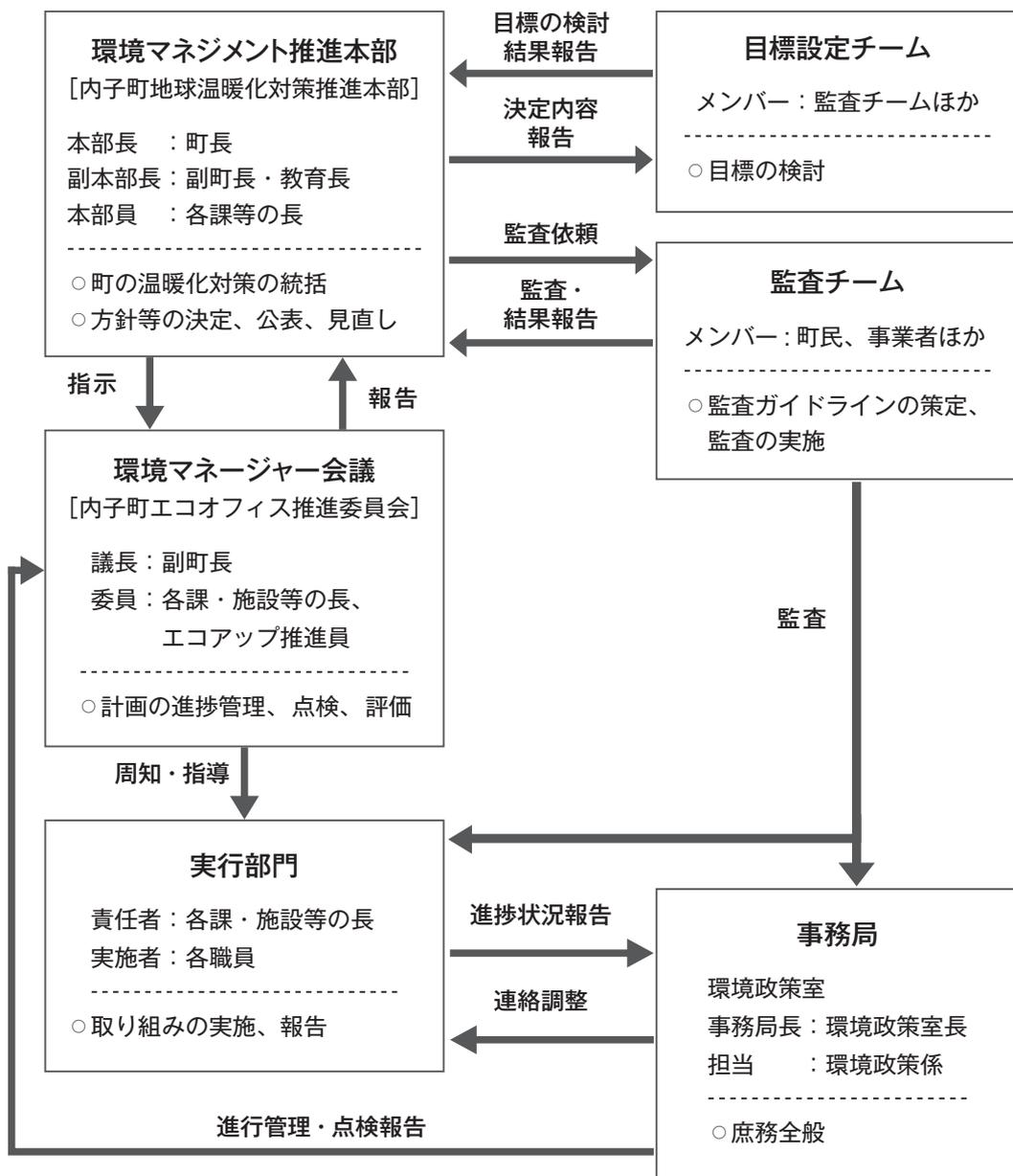
3 取組の推進体制

(1) 計画の推進体制

内子町事務事業編を総合的かつ効果的に実施するため、内子町環境マネジメントシステム“うちエコ”の組織体制を基本とし、町長を本部長とする「環境マネジメント推進本部」を「内子町地球温暖化対策推進本部」、「環境マネージャー会議」を「内子町エコオフィス推進委員会」に位置付け、各実行部門において取組を実行していきます。

また「計画 (PLAN)」「実行 (DO)」「評価 (CHECK)」「見直し (ACTION)」の P-D-C-A サイクルを繰り返すことにより、取組を継続的に改善し、目標の達成を目指します。

[表 4-1] 計画の推進体制



(2) 各組織の役割

①環境マネジメント推進本部（内子町地球温暖化対策推進本部）

計画全般を所掌し、方針の決定、公表および見直しを行うとともに、毎年の計画の進捗状況等を総合管理します。

②環境マネージャー会議（内子町エコオフィス推進委員会）

推進本部の指示に基づいて地球温暖化対策の推進にかかる施策、目標、点検・評価などを検討し、実行部門に周知・指導します。

③実行部門

すべての職員が本計画の取組の主体として、各所属長等の指揮の下で目標達成に向けた取組を実施します。また、その進捗状況を取りまとめ、四半期ごとに事務局に報告します。

④目標設定チーム、監査チーム

目標設定チームは、毎年度の取組目標を協議し、推進本部に報告します。また監査チームは、監査の目的に沿って年1回以上、監査を実施して取組状況を評価し、推進本部に報告します。

(3) 取組の進捗管理

内子町事務事業編は、[表 4-2] に示すスケジュールに沿って実施し、定期的に進捗状況を把握するとともに、必要に応じて見直しを図りながら、取組を推進していきます。また温室効果ガスの排出量や目標の達成状況などは、毎年度、町のホームページで公表します。

[表 4-2] 年間の実施スケジュール

計画 PLAN	期首点検（目標検討）	6月
	環境マネジメント推進本部会議（目標決定）	7月
	環境マネージャー会議	7～8月
実行 DO	取組の実施	随時
	取組の実施状況の記録	随時
	監査の実施（取組状況の報告）	1～2月
評価 CHECK	実施状況の報告 ●エコオフィス様式の提出（年4回）	4月・7月・10月・1月
	取組状況の取りまとめと評価	7～8月
見直し ACTION	取組の見直し、改善	2～3月
	取組状況の公表	3月